

■28330215

東京高等裁判所

令和4年（ム）第172号

令和07年01月16日

東京都（以下略）

再審原告 X

同訴訟代理人弁護士 王子裕林

三重県（以下略）

再審被告 Y1

三重県（以下略）

再審被告 Y2

主文

再審原告と再審被告らとの間の東京高等裁判所令和3年（ネ）第527号売買代金等請求控訴事件について、再審を開始する。

理由

第1 再審の趣旨

1 再審原告と再審被告らとの間の東京高等裁判所令和3年（ネ）第527号売買代金等請求控訴事件の確定判決主文第1項を次のとおり変更する。

2（1）再審原告の控訴に基づき、原判決（東京地方裁判所令和元年（ワ）第17781号において同裁判所が令和2年12月23日に言い渡した判決）主文第2項及び第3項を次のとおり変更する。

（2）再審被告らは、再審原告に対し、連帯して72万円及びこれに対する平成30年1月1日から支払済みまで年5分の割合による金員を支払え。

3 訴訟費用は、前審及び再審とも再審被告らの負担とする。

第2 事案の概要（略称は、原則として対象事件の確定判決の例による。）

1 本件再審の訴えの対象事件は、再審原告が、再審被告らに対し、〈1〉平成24年12月9日再審被告らに再審原告が制作した日本画2点を売却したと主張し、売買契約に基づき、残代金60万円及びこれに対する令和元年7月21日（訴状送達の日翌日）から支払済みまで民法（平成29年法律第44号による改正前のもの。以下同じ。）所定の年5分の割合による遅延損害金を各自支払うよう求め（本件請求1）、〈2〉再審被告らに預託した再審原告所有の日本画5点（本件絵画1～5）を再審被告らが無断で第三者に売却等して横領した旨主張し、共同不法行為に基づき損害の一部である100万円及びこれに対する不法行為後である平成30年1月1日から支払済みまで上記同様の年5分の割合によ

る遅延損害金の連帯支払を求める（本件請求2）事案である。

2 対象事件の控訴審である当庁は、令和3年12月21日、再審原告の再審被告らに対する請求のうち、本件請求1はこれを認容し、本件請求2は再審被告らに対し61万円及びこれに対する平成30年1月1日から支払済みまで年5分の割合による金員の連帯支払を求める限度で認容し、その余の請求はいずれも棄却する旨の判決をし、同判決は確定した（以下「本件確定判決」という。）。

3 再審原告は、宣誓した当事者である再審被告Y2（以下「再審被告Y2」という。）の虚偽の陳述が本件確定判決の証拠となった旨主張して、民訴法338条1項7号に基づき、本件請求2に係る本件確定判決の認容額を元本部分につき61万円から72万円に変更することを求めて、本件再審の訴えを提起した。

第3 当裁判所の判断

1 認定事実

対象事件の記録及び証拠（本件再審の訴えの審理において提出された甲4～15）並びに審尋の全趣旨によれば、以下の事実が認められる。

（1） 再審原告は、本件請求2における請求額合計100万円のうち本件絵画2に係るものを23万円、本件絵画4に係るものを18万円と主張していたところ、再審被告Y2は、令和2年9月30日に開催された対象事件の第一審の尋問期日において、対象事件の当事者として、宣誓の上、再審被告らが再審原告から預託された絵画のうち本件絵画2及び4について、これらを査定額30万円の眼鏡と交換した旨陳述した（以下「本件陳述」という。）。

（2） 当庁は、本件確定判決において、本件陳述と同旨の事実を認定した上、これに基づき、再審被告らの共同不法行為により再審原告が被った損害額は本件絵画2及び4に係る30万円を含む合計61万円であると認めて、再審原告の本件請求2は61万円及びこれに対する遅延損害金の連帯支払を求める限度で理由があると判断した。

（3） 再審原告は、上記（1）の尋問期日に先立つ令和2年9月25日、三重県警察の管轄するC警察署において、本件絵画1～5を横領された被害者として、再審被告らを告訴していたところ、同警察署は、再審被告らを被疑者とする横領被疑事件について、強制処分（差押え）を含む捜査（以下「本件捜査」という。）を遂行し、証拠を収集するなどした。同被疑事件の送致を受けた津地方検察庁の検察官は、令和4年3月30日、被疑者である再審被告らを不起訴処分とし、その旨を同年4月6日付けの書面により再審原告に通知した。

（4） 再審原告は、令和4年7月20日、上記不起訴処分に係る不起訴記録（以下「本件不起訴記録」という。）の写しを入手したところ、本件不起訴記録には、本件捜査により収集された証拠等として次の文書が含まれていた。

ア 立会人である事件関係者A（以下、単に「A」という。）が、再審被告Y2から絵

画を購入した際に手渡されたメモを指示する状況を司法警察員が撮影した写真撮影報告書（甲10）。同メモには、1行目に「H26年12月21日」、2行目に「X」、3行目に「ぼたん花 35万」との記載部分がある。

イ 立会人であるAが、その使用する携帯電話機内のDアプリのトーク履歴を指示する状況を司法警察員が撮影した写真撮影報告書（甲12）。同トーク履歴に添付された写真には、本件絵画2、「焰（牡丹）・X」との署名及び押印、同署名と同様の記載のある箱をそれぞれ撮影したものがあ

ウ 立会人である事件関係者B（以下、単に「B」という。）が、再審被告Y2から絵画を購入した際に記載したメモ帳を指示する状況を司法警察員が撮影した写真撮影報告書（甲13）。同メモ帳には、1行目に「H27. 2. 23」、2行目に「X先生玉つばき画 30万円也」と記載された部分がある。

エ 立会人であるBが、再審被告Y2から購入した絵画を指示する状況を司法警察員が撮影した写真撮影報告書（甲14）。Bが指示する絵画は、本件絵画4である。

（5） 再審原告は、令和4年11月8日、本件再審の訴えを提起した。

2 再審事由について

前記1（1）～（4）の認定事実を総合すれば、再審被告Y2は、平成26年12月21日に本件絵画2をAに代金35万円で、平成27年2月23日に本件絵画4をBに代金30万円で、それぞれ売却したにもかかわらず、本件絵画2及び4を査定額30万円の眼鏡と交換した旨の虚偽の本件陳述をし、これが、本件絵画2及び4に係る再審原告の請求額合計41万円（＝本件絵画2に係る23万円＋本件絵画4に係る18万円）については合計30万円の限度で理由があるがその余は理由がないものと判断した本件確定判決の証拠となったものと認めることができる。

したがって、本件においては、民訴法338条1項7号の再審事由があるものと認められる。

3 有罪判決要件（民訴法338条2項）について

上記2で認定説示したところによれば、宣誓した当事者である再審被告Y2が虚偽の本件陳述をしたことについては、捜査機関の収集した資料により、これが裏付けられているものといえる。このことに照らせば、再審事由に該当する罰すべき行為について、過料の裁判（民訴法209条）をするに足りる証拠があるものといえる。

もっとも、本件の経緯及び事案の内容その他本件に顕れた諸般の事情を考慮すると、現時点において、再審被告Y2が虚偽の本件陳述をしたことについて過料の裁判をすることは、必ずしも適切とはいえない。

以上の状況を踏まえれば、本件においては、罰すべき行為すなわち再審被告Y2が虚偽の本件陳述をしたことについて、証拠がないという理由以外の理由により過料の確定裁判を得ることができないものと認めるのが相当である。

したがって、本件においては、民訴法338条2項所定の要件が充足されているもの

と認められる。

4 再審期間（民訴法342条1項）について

上記3で認定説示したところによれば、再審原告が本件再審の訴えを提起した令和4年11月8日の時点では、罰すべき行為すなわち再審被告Y2が虚偽の本件陳述をしたことについて、証拠がないという理由以外の理由により過料の確定裁判を得ることができないことが確定していたとはいえないから、同時点において民訴法342条1項所定の再審期間は進行しておらず、本件再審の訴えについて、再審期間の要件に欠けるところはないものと認められる。

5 結論

以上によれば、基本事件について再審の開始を求める再審原告の請求は理由があるから、同再審を開始することとして、主文のとおり決定する。

第10民事部

（裁判長裁判官 松井英隆 裁判官 小島清二 裁判官 佐藤隆幸）